

太田市住宅リフォーム 支援事業

【申請ガイドブック】

太田市 まちづくり推進課

住宅リフォーム支援事業専用

☎ 47-1955（直通）



目次

1. 住宅リフォーム支援事業の概要	1～3
2. 補助対象工事	4～5
3. 補助金交付申請	7～13
【火災報知器の設置について】	14～15
4. 補助金完了報告	16～21
5. その他の手続きについて	22～23
6. 太田市デジタル金券（OTACO）について	24
7. Q&A	25～29

1 住宅リフォーム支援事業の概要

(1) 目的

本補助金は、登録業者を利用して住宅のリフォームを行う住宅所有者（市民）に対して、補助金を交付することにより、市内経済の活性化及び住宅所有者（市民）の居住環境の向上を図ることを目的としています。

(2) 問い合わせ先・申請先

太田市役所 都市政策部 まちづくり推進課（市役所本庁舎7F）

TEL：0276-47-1955（リフォーム補助金専用）

FAX：0276-47-1883

Eメール：030700@mx.city.ota.gunma.jp

ホームページ：<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1148.html>

⇒



(3) 補助金交付要件

【対象の人】

- ① 市内に住宅（集合住宅の専有する部分を含む）を所有している人
- ② 住宅の各所有者の世帯全員に市税等の滞納が無い人
- ③ リフォームを行う住宅に申請日の前日において2年以上継続して居住している人
- ④ 過去5年度以内（申請年度を含まず）に住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けていない人

【対象の建物】

- ① 申請日の前日において建築後10年以上経過した建物（未登記建物も可）
- ② 住宅に住宅用火災警報器が設置されている、または、設置する建物
- ③ 過去5年度以内（申請年度を含まず）に住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けていない建物

※：建物の相続の名義変更が未完了の場合は名義変更の手続きが必要となります。

※：共有住宅や併用住宅の工事もリフォーム補助金の対象となりますが、持ち分や居住実態、住宅専有割合によって補助対象割合が変わる場合があります。詳しくは11～12ページをご覧ください。

【対象の工事】

- ① 10万円を超える工事
- ② 市の他の補助金の交付対象でない工事
- ③ 住宅リフォーム支援事業補助金に登録してある業者※（以下、施工業者という。）で施工する工事

【その他要件】

- ① 工事の着工前に申請し、補助金の交付決定後に工事着工をすること
- ② 工事の完了日※の翌日から15日以内または2月末日までのいずれか早い日までに完了報告書を提出すること

※：領収書不可。工事代金の支払いが分かる振込受付書・ATMの利用明細書・インターネット

トバンキングの利用明細等（支払った人・支払先・支払金額・支払日が分かるもの）に記載された日とします。

（４）補助金額

補助対象額の３０％で最大２０万円（千円未満切捨）

（５）交付方法

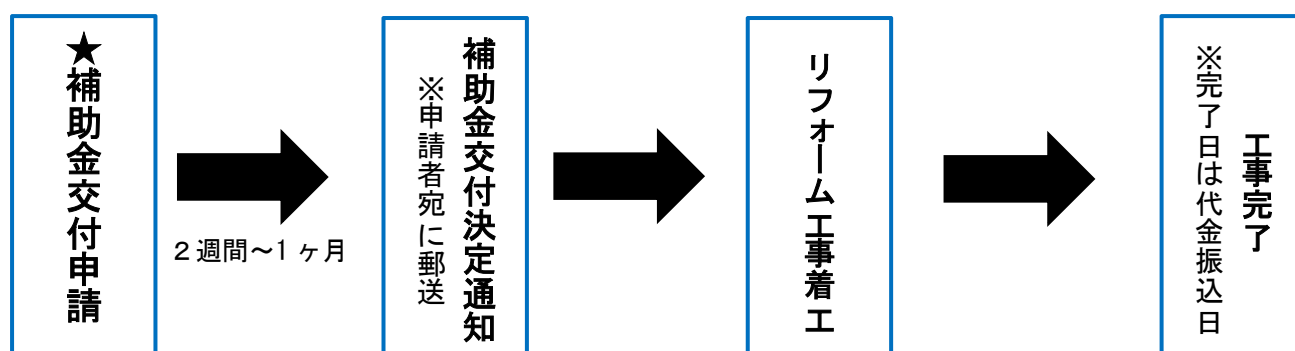
太田市デジタル金券（ＯＴＡＣＯ）※で交付します。

※太田市デジタル金券については２４ページをご覧ください。

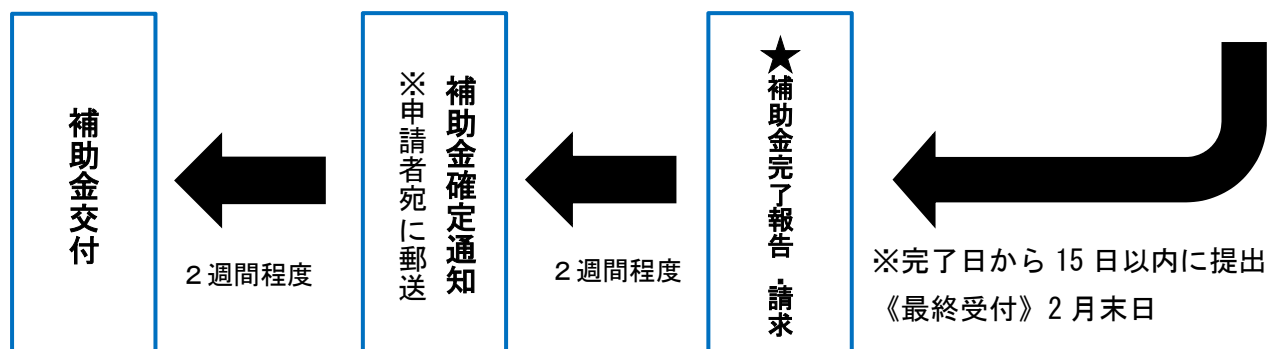
（６）補助金交付手続きの流れ

【手続きの流れ】

★は「施工業者」が行う手続き



※完了報告までに太田市デジタル金券（ＯＴＡＣＯ）の登録を済ませて、
会員コードが分かるようにしてください。



※補助金はデジタル金券（ＯＴＡＣＯ）で、申請者に直接交付します。

【手続きにおける注意事項】

- ・ 補助金交付申請から完了報告までは、施工業者に行っていただきます。
- ・ 複数の施工業者を利用した工事でも申請可能ですが、１つにまとめて申請をしてください。
- ・ 建物名義が共有物である場合、補助に該当する所有者名（複数いる場合はどなたか１名）で申請してください。
- ・ 年度内の申請は１回限りとなります。
- ・ 申請内容の変更や工事の中止があった場合は、変更申請書または中止申請書を提出していただく必要があります。必要となった際は、まちづくり推進課へご連絡ください。

(7) 個人情報の取り扱いについて

補助金の申請にあたり知り得た個人情報は本補助金の手続きのみに使用し、その他の目的では一切使用はしないでください。

(8) その他

- ・工事代金の支払いは銀行窓口・ＡＴＭ・インターネットバンキングでの振り込み（支払った人・支払先・支払金額・支払日が分かる明細を完了時に提出していただきます）で行ってください。完了報告書の提出時に振込みの明細書をご提出いただきます。領収書では受付出来ませんので、ご注意ください。クレジットカード、ＯＴＡＣＯ等の電子マネーでの支払いを希望されている場合は、ご相談ください
- ・本ガイドブックに記載が無くても、追加で書類の提出や内容の確認をさせていただくことがあります。
- ・過去５年度以内（申請年度を含まず）にリフォーム補助金の交付を受けているかの確認は、まちづくり推進課へお問い合わせください。
- ・申請者や工事を行う建物が交付要件を満たすか判断に迷う場合は、まちづくり推進課へご相談ください。
- ・耐震改修補助事業の認定を受けている場合、浄化槽設置設備事業補助事業の認定を受けている場合、空家バンクに登録されている物件を購入してリフォームを行う場合は一部要件が緩和されます。詳細については、まちづくり推進課へお問い合わせください。
- ・補助金（ＯＴＡＣＯ）は原則申請者本人に交付しますが、本人以外に交付を希望する場合は、補助金請求書の委任欄に必要事項をご記入のうえ、提出してください。
- ・未登記の建物でも申請は可能ですが、建物の表示登記は義務付けられているため、登記を行うようにご案内ください。

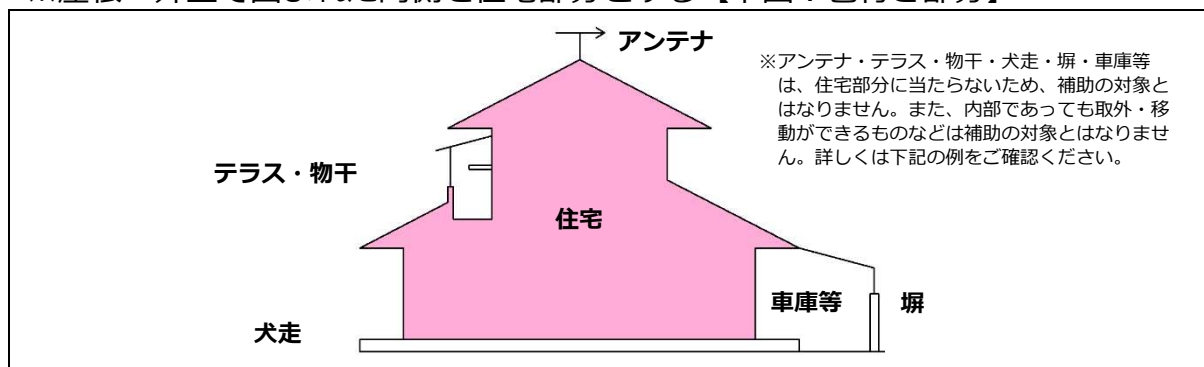
2. 補助対象工事

【対象工事】

限られた予算の範囲内で、最大限の住宅所有者（市民）の居住環境の向上を図るため、居住している住宅部分の工事のみを対象とします。

【住宅部分と見なす判断基準】

※屋根・外壁で囲まれた内側を住宅部分とする【下図：色付き部分】



(1) 補助対象と認められる工事の具体例

工事区分	工 事
屋根	屋根の葺替・棟瓦の積直・破風・雨樋改修 ※住宅と同一構造体の下屋・霧除けは対象となります
防水	ウレタン防水・FRP 防水・シート防水・シーリング打替改修
外壁	外壁の張替改修 ※住宅と同一構造体の袖壁・玄関ポーチ柱は対象となります
建具	屋内外建具改修・交換、ガラスの交換、襖表・障子・網戸の張替、二重サッシ・アコーディオンカーテン・シャッター・戸袋の設置
内装	床材・壁材・天井材の張替及び下地改修、防音・断熱改修、間仕切壁の設置、段差解消、手すりの設置、その他木工事等
塗装	屋根・外壁・内装の塗装改修
タイル	タイルの張替、下地補修
畳	畳の入替、表替、裏返し
増築	母屋の増築 ※確認申請を必要とする増築の場合に限り確認済証又は確認申請書副本の写しの添付が必要
構造	基礎・土台・柱・壁その他構造部分の改修・補強
水回	キッチン・ユニットバス・洗面化粧台・便器（一体型の場合手洗含む）の入れ替え又は新設及びこれらに関連して行う配管・配線等 ※上記水回工事であっても部分改修は認められません。一式の交換等を行ってください
電気	住宅火災警報器（未設置の住宅は必ず設置してください）の設置
その他	上記全ての工事に関連して行う仮設工事、取外再設置工事及び解体工事等
	諸経費、値引き、消費税は支払総額のうち、補助対象工事費分のみ認められます。

(2) 補助対象と認められない工事の具体例

工事区分	工 事
屋根	日除け、テラス、テントに関する工事等 ※住宅と同一構造体でないアルミ製庇、後付けの下屋等は対象外となります
外壁	物干類、広告塔や広告看板に等に関する工事等 ※住宅と同一構造体でないアルミ製目隠し等は対象外となります
建具	鍵・戸車・取手・クローザーの交換のみ
内装	カーテン及びカーテンレール、ブラインド、ロールスクリーン、物干類、こたつ、カーペット、造付以外の家具（下駄箱・ソファ・本棚など）等 シロアリ対策の防腐防蟻処理、床下調湿材・換気扇設置の関連工事等
設備	ガスコンロのみ、浴槽のみ、水栓のみ、温水洗浄便座のみ、太陽熱温水器、給湯器等の機器本体交換及びそれに関連する配管等 コンセントのみ、ブレーカーのみ、換気扇のみ、冷暖房機器等、照明器具、アンテナ、テレビ、インターフォン、太陽光発電等の機器本体交換及びそれに関連する配線等
外構・外廻	母屋以外の住宅、物置、車庫等 犬走、塀、駐車場土間・舗装、屋外手摺・照明、植栽等 屋外配管・配線、浄化槽、ウッドデッキ、ベランダスノコ、濡れ縁等
その他	設備工事を主目的とした建築工事 ※補助対象工事となる水回・電気工事は除く 引越費用、家具移動、家庭内ゴミの処分、家庭内のクリーニング等 設計費用、各種調査費及び調整費、収入印紙代、振込手数料等 同一箇所の工事で、市の他の制度による補助金等の交付を受けようとするもの、又は受けているもの 5年度以内（申請年度を含まず）の間で住宅リフォーム支援事業補助金を受けている住宅の工事 同一年度内に同一人、同一住宅から複数の申請があった場合

(3) その他補助対象と認められない具体例等

区 分	内 容
所有者要件	所有者が居住していない住宅等
施工業者要件	登録業者を使用しない工事（所有者自らが行う工事も含む）
工事要件	補助金交付決定前に工事着手したもの リフォーム工事を主目的としないもの 例：蜂の巣駆除に伴う軒天改修等 リフォームに要する経費が税込 10 万円未満のもの 申請年度の2月末日までに完了報告書の受付が完了しなかったもの

※：キッチン、ユニットバス、洗面台、便器のリフォームについては、既存設備の一式入替又は新設のみ対象となります。部分改修や一部の入れ替えは対象外となります。

3. 補助金交付申請

(1) 申請方法について

- ・申請に必要な書類が全て揃った状態で、受付期間中にまちづくり推進課（7F）で受付します。
- ・補助の対象となるか判断が難しいケースなどはお問い合わせください。

(2) 必要書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 対象工事を行う住宅の登記に関する全部事項証明書（建物）
（**未登記建物の申請の場合は、資産（評価）証明書**^{※1}）
- ③ 対象工事を行う住宅の所有者が属する**世帯全員の住民票**
- ④ 対象工事を行う住宅の所有者に係る市税等完納照合票（様式第2号）
（工事を行う住宅が共有物である場合で、他の共有者が同一世帯の場合は申請者のみ）
- ⑤ 対象工事に係る見積書及び見積明細書の写し^{※2}（登録業者の社印や代表印等が押印されているもの）
- ⑥ 対象工事の施工箇所の施工前の写真（住宅火災警報器の写真含む）^{※3}
- ⑦ 申請書チェックリスト
- ⑧ 対象工事が増築工事（確認申請が必要なものに限る）を伴うものである場合は、増築工事に係る確認済証又は確認申請書副本の写し
- ⑨ その他工事内容により、提出が必要な書類

※1：資産（評価）証明書は、市役所2F資産税課または行政センター・サービスセンターで取得が可能です。建物の所有者以外が証明書を取得する場合、委任状が必要となります。固定資産税の納税通知書では補助金交付申請の受付はできません。また、登記済の建物の申請の際は必ず全部事項証明書をご提出ください。

※2：見積の明細は一式表記ではなく、工事内容を詳しく表記してください。

●見積明細書の例

《よい例》

工事内容	数量	単位	単価	価格
【外壁改修】				
足場 掛け払い損料	310	m ²	700	217,000
メッシュシート	310	m ²	300	93,000
外壁 プライマー及びソフトサーフ	193	m ²	500	96,500
外壁 クリーンマイルド シリコン2回塗	193	m ²	1,800	347,400
小計				753,900

《よくない例》

工事内容	数量	単位	単価	価格
【外壁改修】				
足場工事	1.0	式		310,000
外壁塗装工事	1.0	式		443,900
小計				753,900

※ 3 : 写真については工事個所が分かるように撮影してください。

外壁工事や屋根工事などの工事で施工後に施工箇所が分かりにくい場合や施工前に施工箇所の写真を撮影できない場合は、完了時に施工中の写真や施工前の写真を提出していただきます。

また、火災警報器の写真については設置済の場合、設置個所の写真を添付してください。未設置の場合は、設置予定箇所の写真を添付してください。

火災警報器の設置が義務付けられている箇所は（１）全ての寝室（２）階段の踊り場（寝室が２階の場合のみ）となります。詳細については１４ページ・１５ページをご覧ください。

●施工箇所の写真の例

	外壁塗装工事 施工前 ※東西南北から撮影 また、完了時も同じ位置からの写真を添付
	火災報知器 寝室 2F【設置前】
	火災報知器 階段【設置済】

(3) 書類の入手先 ※★は委任状が必要となります。

①【申請書】市HPまたはまちづくり推進課（7F）

②【全部事項証明書】法務局

★【資産（評価）証明書】資産税課（2F）

各行政センター（太田行政センターを除く）

サービスセンター

③★【住民票】市民課（1F）

各行政センター（太田行政センターを除く）

サービスセンター

コンビニエンスストア

④★【市税完納照合票】《様式》市HPまたはまちづくり推進課（7F）

《照合》収納課（2F）

⑤【見積書】施工業者

⑥【写真】施工業者及び申請者

⑦【チェックリスト】市HPまたはまちづくり推進課（7F）

※②及び③取得方法については、各窓口へお問い合わせください。

(4) 工事内容により、提出が必要な書類

【キッチン・ユニットバス・洗面台・便器】

・カタログまたはプランニングシート等

【増築工事】

・増築箇所の平面図

【併用住宅で住宅部分と店舗部分が分けることのできない工事】

・住宅専有割合の分かる平面図等

(5) その他

- ・申請書の記載項目や申請要件に不明な点がある場合は、ご相談ください。
- ・提出書類一覧に記載の無い書類も、工事内容によっては提出をお願いすることがあります。
- ・申請後、審査内容によっては申請の補助対象額と決定の補助対象額が異なる場合があります。
- ・変更申請・中止申請が必要となった場合は、まちづくり推進課にご相談ください。
- ・申請後に発行される補助金交付決定通知書が発行された日以降に工事着手するものが申請できません。部分的であっても工事着手（緊急を要する工事等も含む）したものについては申請できません。例として、外壁塗装工事で塗装は行っていないが足場を組んでしまった場合などは、部分的な工事着手とみなし申請することができません。

【申請書記入例】

様式第1号（第6条関係）



(表)

令和〇〇年△月□日

住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書

(宛先) 太田市長

(申請者) 郵便番号 〒373-8718

住所 太田市 浜町2-35

氏名 新田 太郎

電話番号 0276-47-1955

携帯番号 070-47-1955

(窓口に行く人) 登録業者番号 100

法人名等 △△建設(株)

フリガナ 担当者 カナヤマ 太郎

電話番号 0276-〇〇-××××

住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けたいので、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

必ずチェックをしてください

補助金の交付方法	☒ 住宅リフォーム支援事業補助金は、太田市デジタル金券「OTACO(オタコ)」で交付されることを承諾します。			
住宅の所在地	〒373-8718 太田市浜町2番35			
住宅の種別	☒ 一戸建て住宅 (☒ 専用住宅・ ☐ 併用住宅) ☐ 集合住宅			
住宅の建築年	昭和50年5月1日			
住宅の所有者名	1 新田 太郎	2 新田 花子	3	4
所有権割合	50%	50%		
住宅専有割合	100%	100%		
滞納の有無	なし	なし		
継続居住の有無	あり	あり		
補助対象割合	50%	50%		
補助対象割合計	100%・・・①			

全部事項証明書(建物)の建築年を記入

全部事項証明書の所有権割合を記入してください

専用住宅の場合・・・100%
併用住宅等の場合・・・住宅割合に応じて記入
(床面積等から算出してください)

所有権割合×住宅専有割合で計算します
(「%」表示かつ小数点切捨て)
※共有の場合や併用住宅の場合の補助対象割合の計算方法や考え方については
11～12ページを参照してください。

各所有者の補助対象割合の合計を記載

(裏)

	No.	1	2	3		
施 工 業 者	登録業者番号	1 0 0				
	法人名等	△△建設㈱				
工事期間（予定）	着 工 年 月 日	令和〇〇年 9 月 1 日				
	完 成 年 月 日	令和〇〇年 9 月 2 3 日				
他 の 補 助 金 の 利 用 の 有 無	☐ あり（補助金の名称） ☒ なし					
過去の住宅リフォーム補助金受給の有無	☐ あり ☒ なし					
1 0 m ² を 超 え る 増 築 の 有 無	☐ あり（ ☐ 確認済証 ☐ 確認申請書副本） ☒ なし					
住宅火災警報器 設 置 の 有 無	☐ あり ☒ なし（ ☒ 本工事が完了するまでに設置する）					
工 事 区 分	屋根	防水	外壁	建具	内装	塗装
	タイル	畳	増築	構造	水回	電気
工 事 内 容	屋根：棟瓦 3 段積直し 外壁：サイディング一部張替 塗装：トイレ壁塗装、車庫壁塗装					
総 工 事 費	756,000 円（税込）					
補 助 対 象 工 事 費	540,000 円（税込）・・・②					
補 助 対 象 額	540,000 円（税込）・・・①×②・・・③					
補助金交付申請額	162,000 円					
添付書類 (1) 対象工事を行う住宅の登記に関する全部事項証明書又は資産（評価）証明書 (2) 対象工事を行う住宅の所有者（当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。次号において同じ。）が属する世帯に係る世帯全員の住民票の写し (3) 対象工事を行う住宅の所有者（当該住宅が共有物である場合で、他の共有者が同一の世帯に属するときは、申請者）に係る市税等完納照合票（様式第 2 号） (4) 対象工事に係る見積書及び見積明細書の写し (5) 対象工事の施工箇所の施工前の写真 (6) 対象工事が増築工事（確認申請が必要なものに限る。）を伴うものである場合は、当該増築工事に係る確認済証又は確認申請書副本の写し						

(注) 以下についても必ず記入し、押印してください。

※住宅リフォーム支援事業に係る交付申請書の提出を市内施工業者に委任
 支援事業に係る審査のために必要がある場合は、太田市職員が私及び
 税等の納入状況、住宅の状況等を調査することに同意します。

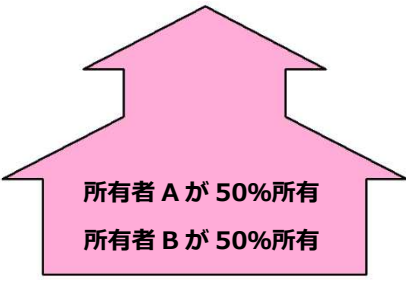
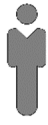
住 所 太田市 浜町 2 - 3 5
 氏 名 新田 太郎

新田

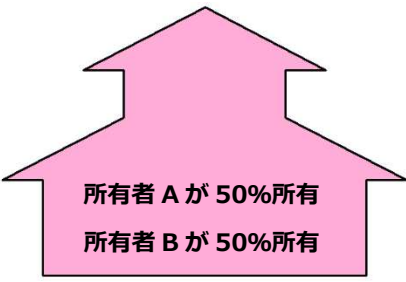
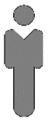
【共有や併用の場合の補助対象割合の考え方】

《共有の場合》

【ケース 1】建物が共有物で、全ての所有者が要件を満たしている場合

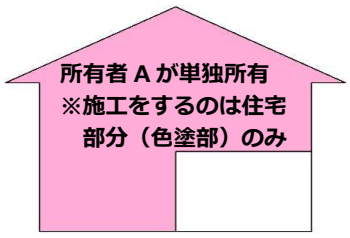
住宅	所有者 A	所有者 B	A・B の世帯
	 夫	 妻	 子 子 祖母
所有権割合	50%	50%	-
市税等の滞納がない	ない	ない	ない
継続居住している	している	している	-
申請者	所有者 A または B		
補助対象割合	100%・・・①		
総工事費	1,000,000円・・・②		
補助対象工事費	1,000,000円・・・③ (②×①)		
補助金額	200,000円・・・③×30%		

【ケース 2】建物が共有物で、一部の所有者が要件を満たしていない場合

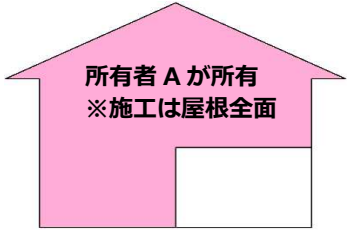
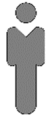
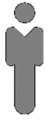
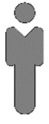
住宅	所有者 A	所有者 B	A の世帯	B の世帯
	 夫	 長男	 妻	 子 妻
所有権割合	50%	50%	-	-
市税等の滞納がない	ない	ない	ない	ない
継続居住している	している	していない	-	-
申請者	所有者 A			
補助対象割合	50%・・・①			
総工事費	1,000,000円・・・②			
補助対象工事費	500,000円・・・③ (②×①)			
補助金額	150,000円・・・③×30%			

《併用の場合》

【ケース 1】建物が併用住宅で住宅部分のみ改修を行う場合（住宅は色塗り部分 割合 75%）

住宅	所有者 A	A の世帯	店舗部分
	 夫	 妻	 お店等
所有権割合	100%	-	-
専有割合	75%		25%
市税等の滞納がない	ない	ない	-
継続居住している	している	-	-
申請者	所有者 A		
補助対象割合	100%・・・①		
総工事費	800,000円・・・②		
補助対象工事費	800,000円・・・③（②×①）		
補助金額	200,000円・・・③×30%（最大20万円）		

【ケース 2】建物が併用住宅で屋根の全面改修を行う場合（住居は色塗り部分 割合 75%）

住宅	所有者 A	A の世帯	店舗部分
	 夫	 妻	 お店等
所有権割合	100%	-	-
専有割合	75%		25%
市税等の滞納がない	ない	ない	-
継続居住している	している	-	-
申請者	所有者 A		
補助対象割合	75%・・・①		
総工事費	800,000円・・・②		
補助対象工事費	600,000円・・・③（②×①）		
補助金額	180,000円・・・③×30%		

【市税完納照合票 記載例】

様式第2号（第6条関係）

市税等完納照合票 (住宅リフォーム支援事業補助金用)

令和〇〇年 6月 15日

郵便番号	〒 373-8718
住 所	太田市浜町2-35
(建物所有者) フリガナ氏 名	ニッタ タロウ 新田 太郎
電話番号	0276-47-1955
生年月日	1950年 4月 13日

市税等完納照合欄	担当課照合印欄
【同一世帯全員】 ・市 県 民 税 ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 (該当税目を○で囲んでください。)	建物所有者が共有で、所有者が同一世帯の場合は、申請者分のみ提出してください。世帯が別の場合は、各所有者分提出してください。

依頼人、代理人部分に関しては、必ず建物所有者が自書・押印してください

代理人選任届（委任状）

所有者＝依頼人となります

(宛先) 太田市長

令和〇〇年 6月 10日

依 頼 人 (頼 ん だ 人)	住 所	太田市浜町2-35
	フリガナ氏 名	ニッタ タロウ 新田 太郎
	生年月日	1950年 4月 13日

私は、住宅リフォーム支援事業補助金交付申請のために、「市税等完納照合」の件について、次の者を代理人に選任したので届出します。

代 理 人 (窓 口 に 行 く 人)	住 所	太田市浜町2-35
	フリガナ氏 名	オオタ タロウ 太田 太郎
	生年月日	1977年 12月 1日

建物所有者の認印
(シャチハタ不可)

※この代理人選任届（委任状）は、依頼人の意思表示となる書類です。必ず依頼人本人が自筆で書いてください。

※市税等完納照合票及び代理人選任届（委任状）を提出するときは、本人（代理人が提出する場合は、代理人）の身分を証明するもの（運転免許書等）を持参してください。

取りつけましたか？

設置は義務です

住宅用火災警報器

あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。

「まさか！」の火事。

火災警報器で
助かる命があります。

火事は決して他人事ではなく、
どこの家庭にでも起こりうることです。
万が一の時でも、火災警報器があれば
いち早く火災を知らせてくれます。

住宅火災 100 件当たりの死者数
(平成 20 年～平成 22 年)

火災警報器
設置なし 7.6 人

火災警報器
設置あり 5.1 人

33%減

消防庁資料より



どこに取り付けたらいいの？

取り付けが義務付けられている所（寝室・階段）

取り付けをおすすめする所（台所・全ての居室）

※市町村条例により、取り付けが義務付けられている場合があります。



例えば
台所で

てんぷらの鍋を
火にかけたまま、
つついテレビに夢中に…。





万が一のために、
警報が鳴った時の正しい
対処方法を知っておきましょう。



火災の時

- ▶ **大きな声**で知らせましょう。
- ▶ 避難しましょう。
- ▶ **119番**通報しましょう。可能なら**初期消火**を。



火災ではない時

- ▶ 火災ではないのに火災警報器が鳴る場合があります。**警報停止ボタン**を押すか、ひき紐を引いて警報を止めてください。



調理時の煙や湯気



ホコリや小さな虫



くん煙式殺虫剤など



電池切れの時

- ▶ **電池切れ警報**が鳴ったら**電池を新しいものに交換**してください。
(機器ごと交換する機種は、新しい火災警報器に交換してください。)



- ▶ 火災警報器に付属している**取扱説明書**を必ず確認してください。
- ▶ 火災警報器の**交換時期**を知っておきましょう。
(最大10年を目安に火災警報器を交換することをおすすめします。)
- ▶ 交換した**火災警報器**や**電池**は**市町村条例**に基づいて廃棄してください。
- ▶ **くん煙式殺虫剤**などを使用すると、警報が鳴ることがあります。警報器をビニール袋で覆うなどしてください。**終了後は必ず元の状態に戻してください。**



お問い合わせ先

太田市消防本部

予 防 課 0276-33-0202
中央消防署 32-6119
東部消防署 40-2119
西部消防署 56-8119
大泉消防署 62-3119

住宅用火災警報器に関するお問い合わせ・ご相談は

フリーダイヤル 0120-565-911

▶ 受付時間: 午前9時～午後5時(12時～1時および土日祝日を除く)

一 般 社団法人 **日本火災報知機工業会**

〒110-0016 東京都台東区台東4-17-1 偕楽ビル(新台東)
TEL. 03-3831-4318 FAX. 03-3831-4365
URL <http://www.kaho.or.jp>

無断複製禁止

H23. 9. 500,000 INE

4 補助金完了報告

(1) 完了報告の手続きについて

- ・工事完了日から１５日以内に完了報告書の提出をしてください。工事完了日とは、精算払い（施工業者が代金を受け取った日：登録業者への着金）としてください。また、１５日目が土日や祝祭日の場合、翌開庁日までとします。
- ・補助金の交付には太田市デジタル金券（ＯＴＡＣＯ）の会員コードが必要となります。
- ・完了報告に必要な書類が全て揃った状態で受付します。
- ・完了報告後に確定通知を概ね２週間程度で申請者に発送します。
- ・補助金の交付は確定通知書が到着してから概ね２週間後になります。

(2) 必要書類

- ① 住宅リフォーム支援事業補助金完了報告書
- ② 対象工事の代金の支払いのわかる振込受付書または利用明細書の写し※¹
- ③ 対象工事の代金の請求書及び請求明細書の写し（代表印等が押印されたもの）※²
（請求書の金額が申請時の見積書と同額で、工事内容に変更がない場合は提出不要）
- ④ 対象工事の施工箇所の施工後の写真※³
- ⑤ 住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第 10 号）
- ⑥ 完了報告書チェックリスト

※1：領収書不可。インターネットバンキングの利用明細でも可。振込日・依頼人（申請者）・受取人（施工業者）・振込金額・取り扱い金融機関が分かるものを提出してください。

●振込受付書等の例

振込金受取書 (兼振込手数料受取書)

※ 振込金区分が「現金・有価証券」のときは「振込金受取書(兼振込手数料受取書)」として、「上記以外」のときは「振込受付書(兼振込手数料受取書)」として使用しています。

ご依頼日 年 月 日		○をおつけください。		支店名漢字	
▼左づめてご記入ください。				▼左づめてご記入ください。	
銀行名漢字 オ オ タ シ		銀行名漢字 オ オ タ シ			
底と名の間は1マスあけて左づめてご記入ください。		預金種目		▼左づめてハイフン(-)を入れないでご記入ください。	
△ △ ケ ン セ ツ (カ		普通 当座 貯蓄 その他		口座番号	
満点(・)、半満点(・)も1マスを使用してください。				3 7 3 8 7 1 8	
タ イ) オ オ タ タ ロ ウ		金額		十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円	
(おなまえ)		金 額		¥ 8 6 4 0 0 0	
△△建設㈱ 代表取締役 太田 太郎		後収手数料(一括契約)			
底と名の間は1マスあけて左づめてご記入ください。		他 店 券		円	
ニ ッ タ タ ロ ウ				※手数料には消費税を含みます。 領収手数料	
満点(・)、半満点(・)も1マスを使用してください。				円	
(おなまえ)		振込指定日		午後2時以降のご依頼分は、翌営業日のお取扱いとなる場合がありますので、ご了承ください。	
新田 太郎		年 月 日			
(おとこころ)		振込金区分(該当する方に○印表示)			
日中ご連絡先 ☎ 0276 47 1955		☐ 現金・有価証券(当座・小切手等)			
太田市浜町 2-35		☐ 上記以外(預金払戻請求書・口座振替等)			

○ 先方銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。受取人名等はカナ文字にのみ記載します。

○ 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延したり、振込失敗することがあります。

○ 通信機器・回線の故障または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって、振込が遅延した場合、あらかじめご了承ください。

○ ご指定日のご振込

○ 当日振込

○ 本振込

○○.11.26
受領

依頼人名、受取人名、支払日、振込金額の確認をします

馬銀行
[振込金受取書]
振込金+振込手数料=5万円未満の紙不要
[振込受付書]
紙不要

●ご利用明細票の例

キャッシュサービス ご利用控			
毎度ご利用いただきありがとうございます。			
群馬銀行			
●お取引種別	●取扱店	●機番	●お取扱日
支払	229	51	〇〇-11-26
●お取引銀行(会社)	●お取引店	●口座番号	
0128	220	1	
●お取扱枚数 *****			
●振込番号	●処理番号	●お取引金額	
0119	0120	¥864,000	
●手数料	●残高(がある場合は、お借入残高を表わします) ***		
●おつり	●説明コード	●ページ	●取引時刻
			11:01
●ご案内			
太田市銀行 太田市支店 口座番号 普通 3738718 受取人名 △△ケンセツ(カ 様 依頼人名 ニッタ タロウ 様			

振込日の確認

振込額の確認

※2：申請時の見積の金額と同額で、工事内容に変更がない場合、提出は不要です。変更がある場合は見積書と同様に一式表記でなく、工事内容を詳しく表記してください。

※3：施工時と完了時で施工箇所が分かるような写真を添付してください。また、外壁塗装工事や屋根補修工事等で、施工前と施工後の変化が分かりにくい場合は、施工中の写真を添付してください。また、足場を組む場合は足場の写真も添付してください。

●施工箇所の写真の例

着工前【外壁塗装】



竣工【外壁塗装】

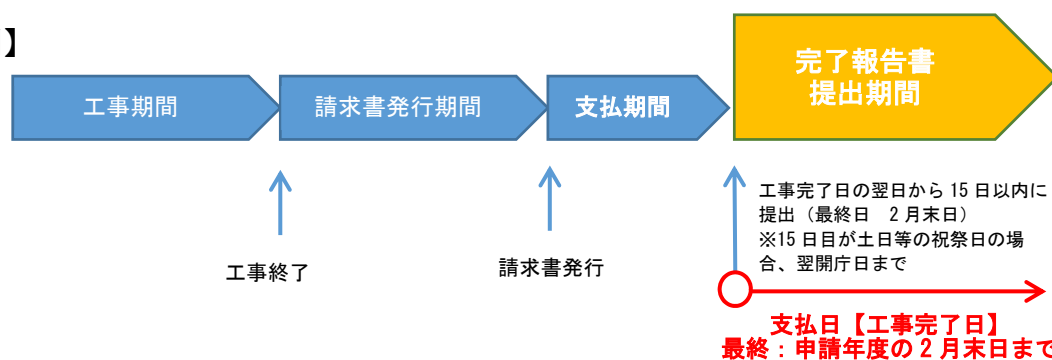


施工中 	施行中 
火災報知器 寝室 2F【申請後に設置】 	火災報知器 階段【申請前に設置済】 

(3) 提出期限

提出期限については、工事完了日の翌日から15日以内に完了報告書の提出を行ってください。なお、工事完了日とは、工事代金を支払い終わった日のことを言います。また、15日目が土日等の祝祭日の場合、翌開庁日までとします。なお、工事完了後15日の期間内であっても完了報告書の最終の提出期限は申請年度の2月末日までとなります。

【例】



(4) その他

- ・工事完了日の翌日から15日以内に完了報告書の提出が出来なかった場合や完了報告書の提出がなかった場合は、補助金の決定が取り消しされることがあります。
- ・交付決定前に前払い等の支払いがあった場合、事前着工とみなし、補助の対象とならない場合があります。
- ・申請時の見積書と完了時の請求書で金額が変更となっている場合、実際に請求した金額を記載してください。

※決定後の補助金額の増額は認められません。

- ・クレジットカード、OTACO等の電子マネーでの支払いについてはご相談ください。

【完了報告書記入例】

様式第9号（第11条関係）



申請者認印
(シャチハタ不可)

(表)

令和〇〇年11月30日

住宅リフォーム支援事業補助金完了報告書

(宛先) 太田市長

(申請者) 郵便番号

〒373-8718

住所
フリガナ

太田市浜町 2-35

記入済で郵送します
※間違いがないかご確認ください
※間違いがあった場合は、訂正して
完了報告書の提出をしてください

氏名

ニッタ タロウ
新田 太郎

認印
(シャチハタ不可)



電話番号

0276-47-1955

携帯番号

070-47-1955

(窓口に行く人) 登録業者番号

100

法人名等

△△建設(株)

フリガナ
担当者

電話番号

0276-47-1955

記入済で郵送します

20××年7月15日付けまち推指令第180号で交付の決定を受けた住宅リフォーム支援事業補助金に係る対象工事が完了したので、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

住宅の所在地	〒373-8718 太田市浜町 2-35			
住宅の種別	☒ 一戸建て住宅 (☐ 専用住宅・ ☐ 併用住宅)			☐ 集合住宅
住宅の所有者名	1	2	3	4
	新田 太郎	新田 花子		
所有権割合	50%	50%		
住宅専有割合	100%	100%		
滞納の有無	なし	なし		
継続居住の有無	あり	あり		
補助対象割合	50%	50%		
補助対象割合計	100%			

記入済で郵送します

(裏)

	No.	1	2	3		
施 工 業 者	登 録 業 者 番 号					
	法 人 名 等					
工 事 期 間	着 工 年 月 日	令和〇〇年 1 0 月 1 日				
	完 成 年 月 日	令和〇〇年 1 1 月 2 0 日				
他 の 補 助 金 の 利 用 の 有 無	☐ あり（補助金の名称 ☒ なし					
住 宅 火 災 警 報 器 設 置 の 有 無	☒ あり（ ☐ 補助申請前から設置済 ☒ 補助申請後に設置） ☐ なし					
工 事 区 分	☒ 屋根	防水	☒ 外壁	建具	内装	☒ 塗装
	タイル	畳	増築	構造	水回	電気
工 事 内 容	屋根：棟瓦3段積直し 外壁：サイディング一部張替 塗装：トイレ壁塗装、車庫壁塗装					
総 工 事 費	7 5 6, 0 0 0 円（税込）					
補 助 対 象 工 事 費	5 4 0, 0 0 0 円（税込）					
補 助 対 象 額	5 4 0, 0 0 0 円（税込）					
補助金交付申請額	1 6 2, 0 0 0 円					
添付書類 (1) 対象工事の代金の支払に係る振込受付書又は利用明細票の写し (2) 対象工事の代金の請求書及び請求明細書の写し（第6条第4号に規定する書類の内容に変更があった場合に限り。） (3) 対象工事の施工箇所の施工後の写真 (4) 住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第10号） (5) 申請年度において耐震改修補助事業認定を受けた者にとっては、太田市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付規則第9条の規定による耐震改修補助事業補助金交付決定通知書の写し						

着工年月日には、実際に工事着手した日を、完成年月日には、精算日の日（振込明細票等に記載されている日）を記入してください

工事内容を具体的に記入

（注）以下についても必ず記入し、押印してください。

※住宅リフォーム支援事業に係る完了報告書の提出を市内施工業者に委任します。また、本完了報告で住宅リフォーム支援事業の補助要件を満たさなくなった場合、取消しまたは交付決定通知書に記載された補助金予定額以下となっても不服は申しません。

住 所 太田市浜町 2 - 3 5
氏 名 新田 太郎

新田

印

【住宅リフォーム支援事業補助金請求書の記入例】

式第10号（第11条関係）



申請者の認印
(シヤチハタ不可)

令和〇年11月1日

住宅リフォーム支援事業補助金請求書

提出日

(宛先) 太田市長

(申請者) 郵便番号 373-8718

記入済で郵送します

住所 太田市浜町 2-35

認印
(シヤチハタ不可)

フリガナ ニッタ タロウ

氏名 新田 太郎



電話番号 0276-47-1955

記載済で郵送します

携帯番号 070-47-1955

2000年7月15日付けまち推り指令第180号で交付の決定を受けた住宅リフォーム支援事業補助金について、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第11条の規定に基づき、次のとおり請求します。

完了報告書の「補助金交付申請額」を記入してください

補助金請求額 162,000 円

申請者以外の方に支払いを希望する場合は、委任欄を記入・押印してください。

補助金受領に係る委任欄 ※申請者以外の者に補助金受領を委任する場合に記入

(委任者) ※申請者

住所 太田市浜町2番35号 氏名 新田 太郎



※必ず申請者が署名及び捺印をしてください。

2000年7月15日付けまち推り指令第180号で交付の決定を受けた住宅リフォーム支援事業補助金の受領について、下記の者に委任します。

(受任者)

住所 太田市浜町2番35号 氏名 新田 次郎

住宅リフォーム支援事業補助金は、太田市デジタル金券「OTACO (オタコ)」での交付となります。補助金を受領する者の太田市デジタル金券「OTACO (オタコ)」の会員コードを記入してください。

支払いを希望するOTACOの会員コード記入を記入してください。

太田市デジタル金券「OTACO (オタコ)」会員コード

1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---

5 その他の手続きについて

(1) 補助金決定変更申請

補助金の交付決定後に申請内容に変更があった場合（軽微な変更や補助金額の変更が伴う変更は除く）は、変更申請を提出してください。

【変更申請が必要な場合】

- ①贈与、売買等などにより所有権移転を行った場合
- ②申請者が亡くなった場合※¹
- ③工事内容の大幅な変更があった場合
- ④業者が変更となった場合※²

※1：所有権移転後（相続後）の所有者で、交付要件を満たしている場合、申請が可能となります。

※2：新たな施工業者が変更申請を提出してください。

【各ケースの提出書類】

補助金交付決定変更申請書と併せて、次の書類を提出してください。

- ①・変更後の全部事項証明書（建物）
 - ・変更申請者の属する世帯全員の住民票（申請時に提出と同じ場合は不要）
 - ・変更申請者の市税等完納照合票
 - ・変更申請書チェックリスト
- ②・所有権移転後の全部事項証明書（建物）
 - ・所有権移転後の所有者の属する世帯全員の住民票
 - ・所有権移転後の所有者の市税等完納照合票
- ③・変更後の見積書及び見積明細書の写し
 - ・変更後の施工箇所の全ての施工前写真
 - ・増築工事がある場合は確認済証又は確認申請書副本
 - ・変更申請書チェックリスト
- ④・変更後の見積書及び見積明細書の写し
 - ・変更後の施工箇所の全ての施工前写真
 - ・増築工事がある場合は確認済証又は確認申請書副本
 - ・変更申請書チェックリスト

【注意事項】

- ・変更が生じる場合は、事前にまちづくり推進課へご相談ください。
- ・補助金交付決定変更承認通知書を概ね2週間～1か月程度で申請者へ発送します。
- ・申請者が亡くなった場合を除き、交付決定変更承認通知後に工事の着手が可能となります。
- ・変更申請では、補助金交付予定額の増額はできませんので、工事内容変更に伴い、補助金交付予定額を増額したい場合は、一度取下申請書を提出し、新たに補助金交付申請を行ってください。この場合、申請受付期間内であっても、住宅リフォーム支援事業の予算に達して受付が終了している場合は、新たな補助金交付申請は受理できませんのでご注意ください。
- ・変更申請書の様式や記入方法については、まちづくり推進課へお問い合わせください。

（２）対象工事中止申請

交付決定後に次の事由に該当する場合は、中止申請を提出してください。

【中止申請が必要な場合】

- ・ 工事を行わなくなった
- ・ ２月末日までに工事が完了しない
- ・ 工事内容を変更し、補助金交付予定額を増額したい
- ・ その他中止申請が必要と判断した場合

【注意事項】

- ・ 補助金対象工事中止承認通知書を概ね２～１か月程度で申請者へ発送します。
- ・ 工事内容を変更し、補助金交付予定額を増額したい場合、新たに交付申請書を提出して頂きます。新たな交付申請書は、中止承認通知発行後から受付期間内かつ予算の範囲内で受付しますので、新たな交付申請書提出時点で補助の対象とならなくなった場合は、受付はできません。
- ・ 中止申請書の様式や記入方法については、まちづくり推進課へお問い合わせください。

6 太田市デジタル金券について

【概要】

紙の太田市金券が令和5年度より太田市デジタル金券（OTACO）へ変更となりました。太田市デジタル金券（OTACO）は専用スマートフォンアプリまたは専用カードのQRコードで決済するデジタル地域通貨です。

太田市住宅リフォーム支援事業補助金は、太田市デジタル金券（OTACO）での交付となります。

【補助金の交付方法】

補助金の交付には太田市デジタル金券（OTACO）会員コード※¹が必要となります。アプリの登録またはカード交付希望の連絡を申請者に事前（完了報告まで）にさせていただく必要があります。

①アプリ型《推奨》

スマートフォン等にインストールされている太田市デジタル金券（OTACO）用アプリ「*chicca*」に補助金を交付します。

②カード型

市から送付するQRコード付磁気カードへ補助金を交付します。

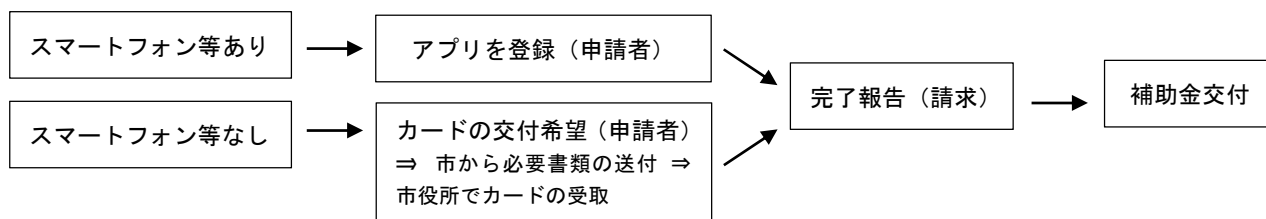
（注意事項）

太田市デジタル金券（OTACO）の交付は、原則アプリ型での交付となります。

アプリ型に登録が出来ない方（スマートフォン等をお持ちでない等）のみカード型で交付します。カード型をご希望の方（申請者）は、事前に（完了報告まで）まちづくり推進課へお電話（TEL：0276-47-1955）ください。

※1：太田市デジタル金券（OTACO）会員コードの確認方法は、案内を補助金の交付決定通知書に同封し、申請者宛に送付しますので、送付された案内を参照してください。

【補助金交付の流れ】※申請者に行っていただきます。



【OTACO用アプリ（*chicca*）のインストール・登録方法】

OTACOの利用を開始するには、OTACO用アプリのインストール及び会員登録が必要となります。登録方法及びOTACOの詳細については、市産業政策課（市役所本庁舎5F TEL：0276-47-1834）へお問い合わせいただくか、HPをご覧ください。 太田市HP（太田市デジタル金券関連）

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/2635.html> ⇒



【その他】

- ・アプリの登録・カードの交付希望は原則申請者に行っていただく必要があります。なお、すでにアプリ登録済またはカードを所有済の方は登録や交付希望の連絡は必要ありません。
- ・完了報告から交付まで概ね1か月程度要します。

7. Q&A

【申請者要件】

- Q1. 住宅の所有権は父1人で、父は今回リフォームを行いたい住宅には住んでいません。住宅に居住している者は長男家族世帯ですが、申請することはできますか？
また、できるとした場合、どの間柄まで大丈夫なのでしょう？

⇒ご相談ください。

- Q2. 住宅の所有権が祖父1人で、祖父は既に亡くなっています。住宅に居住している者は長男家族世帯ですが、申請することはできますか？

⇒現状では申請することはできません。

しかし、全部事項証明書（建物）の所有権移転を行い、かつ、長男が2年以上この住宅に継続居住している場合は申請できます。

- Q3. 住宅の所有権は夫1人で、夫は単身赴任で太田市外に居住していますが、申請することはできますか？

⇒上記に関わらず居住実態が要件に該当するかの判断が不明な場合は、まちづくり推進課にご相談ください。

- Q4. 所有している建物が複数あるが、居住していない建物でも申請できますか？

⇒申請することはできません。

- Q5. 中古物件を購入したので、建物の築年数、所有権は要件を満たしていますが、継続居住要件を満たしていません。この場合、今年度の補助には申請できないのでしょうか？

⇒空き家バンク登録物件以外は申請することができません。次回以降の住宅リフォーム補助金の全ての要件を満たしてから申請を行ってください。空き家バンク登録物件についてはご相談ください。

- Q6. 世帯全員に滞納がないことが条件となっているが、建物所有者の住民票に記載のある世帯までが範囲と考えてよいのか？

⇒その通りです。

- Q7. 滞納があっても分納で納めるので、補助の対象としてもらえないか？

⇒完納していないと申請できません。また、補助金受領までに滞納となった場合も補助金を交付する事はできません。

【建物要件】

- Q1. 固定資産税を払っているにも関わらず、作業場や倉庫は補助対象とはならず、住宅だけが補助対象となるのは不公平ではないか？

⇒『市民の生活に直結する場』という最も簡潔な対象が住宅ということで、住宅リフォーム支援事業の限りある予算を有効に利用するための最小限の枠とさせていただきます。

Q2. 以前、美容店を経営していたため、併用住宅となっています。現在は、理容店を辞めたため、この部屋を住宅の部屋として改修したいのですが、補助の対象となるでしょうか？

⇒補助の対象とすることができます。ただし、理容店を辞めたことが証明できる資料（廃業届、確定申告書等）を添付して頂く場合があります。

Q3. 現在、美容店を経営しているため、併用住宅となっています。住宅部分も含めて、屋上防水改修と外壁改修工事を行いたいのですが、補助の対象とすることができますか？

⇒住宅部分のみ補助の対象とすることができます。住宅の専有率を床面積、工事面積等の合理的な方法で算出しますので、図面等の提出は必ず行ってください。

なお、店舗部分のリフォーム工事についても補助金がでる場合がありますので、詳しくは、商店リフォーム支援窓口【産業政策課（5F）】までお問い合わせください。

Q4. 元からある住宅は、10年以上前に建設している。また、この住宅に増築をしているため、増築部分は10年経過していない。元からある住宅と増築部分の屋根の全面塗装を行うが、補助の対象とすることができますか？

⇒元の住宅と増築部分が一体となって工事を行う場合は、元の住宅の建築年月日を基準にします。そのため、申請することができます。

なお、10年経過していない増築部分だけの工事の場合や増築部分の所有者が現在住んでいないなどの場合、申請することはできません。

Q5. 未登記物件の申請が可能と聞きましたが、相続等の名義変更をしていないものでも対象となりますか？

⇒いいえ、登記をしていない建物を対象としましたが、登記・未登記に関わらず、相続等の名義の変更が完了していない場合は相続の手続きが必要となります。

【施工業者要件】

Q1. 元請施工業者が市内に本店のある法人。または、市内に事業所を構える屋号をもつ個人事業者であれば、どこの施工業者でも良いのではないかと？

⇒本事業の主旨及び制度を理解して実施して頂くことを要件に登録が認められた登録業者としてください。

Q2. 下請施工業者は、市外を使用しても問題ないのか？

⇒市内外は問いません。

Q3. どこの施工店が良心的で施工が上手か、どこに頼んだらよいか分かりません。市で斡旋してもらえないでしょうか？

⇒登録業者一覧を参考に問い合わせてください。各施工店の施工が上手か、そうでないかを判断し登録業者としている訳ではありません。登録業者は、当事業の主旨及び制度を理解している施工業者となります。

なお、市では斡旋を行えません。

【補助対象工事】

Q1. 雨漏りをしているので、早く工事着手したいが、交付決定通知を待たずに工事着手できないか？

⇒原則、本事業では決定通知後に工事に着手していただく必要がありますが、緊急を要する場合や工事前に屋根の状態を確認するために足場をかける必要がある場合等の事情がある際は事前に必ずまちづくり推進課にご相談ください。

Q2. 住宅リフォーム補助金のことを知らずにリフォーム工事を行ってしまいました。申請者要件、建物要件、施工業者要件も満たしていたので、補助を出してもらえないでしょうか？

⇒交付決定通知発行後の工事着手要件が満たされていないので、補助をすることができません。

Q3. 今年度中に工事を完了するのだが、予算の関係上、工事発注時期を2回に分けて行わなければなりません。この場合、全て補助の対象とすることはできますか？

⇒本事業では、年度内1回限りの申請となっています。複数回の申請は認められません。複数回の申請のあった場合は、最初のを有効とします。また、全て補助の対象とする場合は、まとめて1申請として提出してください。

Q4. 工事の金額が妥当かどうか、市で判断してもらえないですか？

⇒工事代金の妥当性などについては、市では個別に判断できません。市では、補助の要件にあっているかどうかについてのみ審査します。

Q5. 申請者から材料を支給してもらって工事を行うが、材料代も含めて補助の対象としてもらえませんか？

⇒支給した材料代は認められません。

Q6. 補助の申請前に契約しているが、補助の対象とすることはできますか？

⇒申請前に契約していただいても問題ありません。

ただし、交付決定通知前に、前払金の支払いを行った、工事の着手を行った場合は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q7. 補助対象と認められる工事の具体例の水回りで、キッチンの場合は既存のキッチンを取り除き、一式を交換する工事が対象ということですか？コンロや換気扇のみを入れ替える工事は対象外という認識で良いですか？

⇒補助対象としては、キッチンについては一式を丸ごと交換するような工事については対象となります。コンロのみ・換気扇のみなどの設備の一部を入れ替える工事は対象外となります。

また、補助対象と認められる工事の具体例の水回りで、便器（一体型の場合手洗含む）とは、便器部分・ロータンク部分（直圧の場合は除く）・便座部分（和式の場合は除く）を一式交換する場合とお考えください。

なお、キッチン・ユニットバス・洗面台・便器は、カタログまたはプランニングシート

を添付してください。

【申請関係等】

Q1. 住宅の所有者が申請書を窓口を持って行っても良いですか？

⇒補助対象の内容等に関するトラブルを防ぐため、登録業者に申請手続き等を行ってもらうこととしておりますので、ご理解ください。

Q2. 市から現場確認等に来るのですか？

⇒疑義が生じた場合、事前着工確認や出来形確認等のために、市が現場確認することがあります。

Q3. 申請手続きがとても面倒です。もっと簡単にできないのですか？

⇒市民の皆様からの大切な税金を、この補助金に充てさせていただいておりますので、住宅リフォーム支援事業への個々の申請について、補助要件を満たしているか確認する必要がありますのでどうぞご理解ください。

Q4. なぜ現金でなく、太田市デジタル金券での支給なのですか？

⇒市内の経済活性化のために行う補助金のため、太田市デジタル金券で支給することにより、交付される補助金が太田市内で使用されることとなり、太田市経済の2次的波及効果を期待しています、どうぞご理解ください。

Q5. 補助金は何回でも申請できますか？

⇒年度内1回の申請に限ります。

なお、住宅が共有名義で既に申請がある方以外の方（申請人と違う住宅所有者）からの別の申請が提出された場合は、最初の申請を有効とし、後からの申請は却下となります。

Q6. 補助金交付決定書に記載のある補助金交付予定額が3万円（補助対象工事額10万円）でした。工事着手後に仕様変更をしたため、請求額が見積額よりも安くなりました。この場合はどうなりますか？

⇒補助対象工事額が10万円未満となってしまうため、補助の要件を満たさないので、補助金を交付することができません。

Q7. 補助金交付決定書に記載のある補助金交付予定額が20万円なのに、実際の補助金確定額は15万円となったがおかしいのではないかと？

⇒工事内容、実工事費の変更があった場合など、補助金交付予定額から補助金確定額に変わる場合もありますので、ご注意ください。

なお、補助金交付予定額は、補助金確定額の上限となることをご理解ください。

